

令和7年度 予算編成方針

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇、海外経済の動向と政策に関する不確実性や金融資本市場の変動等の影響など、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

また、都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあることから、現時点では、都の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

こうした中、国際情勢はその変化のスピードを早め、足元では人口減少社会や少子高齢化、自然災害への備えなど、構造的な課題も先鋭化してきている。都政を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、「2050 東京戦略（案）」に基づき、「首都防衛」を図るとともに、希望あふれる東京の未来を切り拓いていかななくてはならない。

とりわけ、東京の持続的な成長には、活力の源泉である人への支援が重要である。東京の未来を担う子供・若者を支援するチルドレンファーストの取組を一層強化するとともに、結婚・出産を望む人が、安心して希望を叶えられる社会を実現することが不可欠である。同時に、女性や高齢者など誰もが自分らしく持続的に活躍できる環境を整備することで、全ての「人」が輝く東京を実現しなくてはならない。

また、東京が世界の変革と成長を牽引するため、国際競争力の強化を図ることも重要である。スタートアップの育成や企業の成長支援に加え、国際金融都市の環境を整備するとともに、「GovTech 東京」と連携し、様々な社会課題を解決する政策DXを推進することで、都民が利便性を実感できる行政サービスの質の向上を図ることが不可欠である。自然と都市環境が調和した持続可能なまちづくりをはじめ、多摩・島しょの振興、2025年世界陸上・デフリンピックの成功に向けた取組なども着実に進めていかななくてはならない。

さらに、近年頻発化、激甚化する風水害や迫りくる大規模地震への備えとして強靱な都市を創り上げていくとともに、物価高騰や治安対策など、あらゆる危機から都民の命と安全・安心な暮らしを守りぬいていかななくてはならない。気候危機への対応として、再生可能エネルギーの実装や水素エネルギーの普及拡大など、東京の先進的な技術により、世界の脱炭素化を牽引していく必要がある。

こうした施策を力強く展開し、都政のクオリティ・オブ・サービスの向上を図るため、「デジタルガバメント・都庁」を実現し、行政のデジタルシフトを一層進めていくことが求められる。BPR（業務プロセスの最適化）の徹底や生成AIなど先端技術を活用することで、持続可能な執行体制を構築し、都庁の力を維持・向上させていくことも不可欠である。

さらには、事業展開のスピードアップを図り、都民に対し、一層施策の効果を素早く届けるとともに、都民の意識やニーズに応じた最適な情報発信と効果検証を行う、「伝わる広報」を一層推進するなど、都民目線に立った施策展開を徹底しなくてはならない。

このため、これまで取り組んできた施策の成果や事業の妥当性・有効性を検証し、見直し・再構築を徹底することで、ワイズ・スペンディングの取組を一層推進していくことが重要である。こうした観点から、政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価を一体的に実施し、目標や成果に対する分析を深化するとともに、類似事業の整理といった視点を強化するなど、効率性・実効性の高い施策構築に向けた取組を推進していく。

もとより、将来にわたり財政面での持続可能性を確保する観点から、各局における見積りの段階においても、見直すべき事業を確実に見直し、無駄を無くすための取組を一層強化する必要がある。

その上で、都債や基金といったこれまでに培ってきた財政の対応力を、将来負担を見据えながら適切に活用し、山積する都政の諸課題の解決に取り組んでいく。

令和7年度予算は、不確実性が高まる社会情勢の中、「成長」と「成熟」が両立した持続可能な都市の実現に向けて、全ての人が輝く東京の未来を切り拓く予算として、

- 1 東京のポテンシャルを最大限活かし、「ダイバーシティ」、「スマート シティ」、「セーフ シティ」の3つのシティを進化させ、「世界で一番の都市・東京」の実現に向けた施策を積極的かつ着実に展開すること
- 2 都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを向上させるため、DXなど新たな視点で業務の見直しを進め、持続可能な執行体制の構築を図りつつ、無駄を一層無くす取組を強化し、強靱で持続可能な財政基盤を堅持すること

を基本として、下記により編成することとする。

記

- 1 東京のポテンシャルを最大限活かし、「ダイバーシティ」、「スマート シティ」、「セーフ シティ」の3つのシティを進化させ、「世界で一番の都市・東京」の実現に向けた取組に財源を重点的に配分する。

また、「2050 東京戦略（案）」の令和7年度事業費については、確実に計上する。

- 2 都の行う全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底するなど、時代の潮流を見極め、スクラップ・アンド・ビルドの視点から、時機を逸することなく必要な見直し・再構築を行った上で、所要額を計上する。

経費の計上に当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、これまで以上に創意工夫を凝らすとともに、補正予算で計上した事業も含めて過去の決算や執行状況を徹底的に分析・検証し、事業の評価や実績を踏まえたものとする。

なお、評価の取組については、政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価を一体的に実施し、効率性・実効性の高い施策や事業の構築につなげることはもとより、持続可能な執行体制を構築するため、BPRの実施や、生成AIなど先端技術の活用等による事業の見直しを進めるとともに、類似事業について、都民や事業者の視点に立ち、徹底した見直しを行い、無駄を一層無くすなど、その取組の更なる強化を図る。

(1) 経常経費のうち、自律的経費の計上については、各局の責任において見直し・再構築を行い、十分に精査する。それ以外の経費についても、前項の趣旨に則った精査を行う。

(2) 投資的経費については、重点的かつ計画的な事業量確保を図っていく。

施設建設等については、「第三次主要施設 10 年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、事業のあり方、必要性などを検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を計上する。

なお、民間活力の活用を積極的に図ることなどにより、建築・土木コストの適正化に努める。

3 「都政の構造改革」については、組織の垣根を越えてあらゆる分野におけるDXを推進し、都民が「実感できる」クオリティ・オブ・サービスを飛躍的により一層高めるために必要となる所要額を計上する。

4 大学研究者及び都民による事業提案制度に基づき構築する事業については、東京に集積されている知や都民の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する事業構築に活かすという制度の趣旨に鑑み、都民による投票の結果を踏まえ、所要額を計上する。

また、職員による事業提案制度に基づき構築する事業については、予算編成過程に職員の声を直接反映させることで、職員の経験や知識を活かした実効性の高い施策を立案していくという制度の趣旨を踏まえ、積極的に検討を図った上で、所要額を計上する。

5 組織定数については、引き続き効率的な執行体制の整備のため必要な見直しを行うとともに、「2050 東京戦略（案）」に係る重要課題等に的確に対応するため必要な体制・人員を措置する。

6 政策連携団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、その存在意義を検証し、団体の在り方や事業について不断の見直しを行う。併せて、経営の効率化、自立化の促進及び都と政策連携団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

特に、政策連携団体に対する財政支出については、グループ連携事業評価の取組を通じ、より成果重視の視点で適切に評価を行うなど、都庁グループ全体で都事業としての事業効果や効率性を高める。

また、政策連携団体以外の団体に対する財政支出についても、事業評価の取組などを通じ、内容や方法など必要な見直しを行った上で所要額を計上する。

- 7 区市町村に対しては、地方分権を推進する観点から、役割分担を一層明確化し、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図る視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図る。
- 8 都税については、今後の経済動向等を的確に見通した上で、税制改正による影響等を含め、年間収入見込額を計上する。
- 9 都債については、将来の財政負担に配慮しつつ、投資的経費等の財源として、充当可能な事業に対して適切に活用する。
- 10 基金については、税収動向などを勘案しながら中長期的な視点に立ちつつ、短期集中的に大胆な投資を推進するため、積極的な活用を図る。
- 11 国庫支出金については、積極的な確保に努めることとし、国の予算編成の動向を踏まえ、年間内示見込額を計上する。
- 12 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行い、都民生活への影響等にも配慮しつつ、所要の改定を行う。
- 13 予算の計上に当たっては、施策目的や効果の早期実現に向けて、事業計画やスケジュールの加速化を追求するとともに、必要に応じて債務負担行為なども積極的に活用する。
- 14 予算の編成に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証した上で、所要額を計上する。
- 15 特別会計（準公営企業会計を含む。）については、一般会計と同一の基調に立って、過去の決算や執行状況、事業効果などを踏まえた評価を行うとともに、会計設立の趣旨などを改めて検証した上で、所要額を計上する。